

## 留萌支庁環境生活課より お知らせ

### P R T R法（化学物質排出把握管理促進法）の届け出はお済ですか？

平成17年4月1日から、P R T R法（化学物質排出把握管理促進法）に基づく新たな届け出が始まります。

P R T R制度は、事業者の適切な化学物質の管理を促し、環境汚染を未然に防ぐため、事業所から環境に排出される有害な化学物質の排出量を事業者自らが把握して、国に届け出る制度です。次の要件に該当する事業者の方は、平成16年度の排出量を6月30日までに事業所が所在する支庁に届け出てください。

#### ●対象物質

トルエン、ベンゼン、ダイオキシン類など354種類の化学物質

#### ●対象事業者

- ①燃料小売業、製造業、廃棄物処分業など23業種を営む事業者
- ②常用雇用者数が21人以上の事業者
- ③年間に1 t（発ガン物質は0.5 t）以上の対象化学物質を取り扱う事業者など

#### ■詳しくは、

留萌支庁環境生活課

☎0164-42-1511(内線2972)

ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.jp/kseika/ks-kkhzn/prtr/index.htm>

## 情報

# インフォメーション

## 日本損害保険協会からの お知らせ

近頃は交通事故の態様も複雑化して、その解決にお困りの方も多と思います。

そこで当協会ではこれらの方々のために「自動車保険請求相談センター」を設置し、自動車損害賠償責任保険並びに任意自動車保険の請求について、無料でご相談をお受けしています。

#### ■連絡先

〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目1-2

(社)日本損害保険協会北海道支部 札幌自動車保険請求相談センター

☎011-290-1881

## 留萌開発建設部より 河川愛護モニターの募集

留萌開発建設部では、地域住民の皆さんの河川利用や河川環境に対する関心の高さを踏まえて、河川愛護思想の普及と河川に関する情報を提供していただくことを目的として、「河川愛護モニター」を募集しています。

#### ●募集対象

満20歳以上の方で、天塩川

に接する機会が多く、河川愛護に関心のある方（河川からおおむね5 km以内に居住の方）

#### ●業務内容

- ①毎月1回程度、天塩川河口から一般国道40号天塩大橋までの区間で河川に関する情報提供をしていただくこと
- ②留萌開発建設部が主催又は協賛するイベントに参加していただくこと

#### ●募集人員 1名

#### ●委嘱期間

平成17年5月1日  
～平成17年10月31日

#### ●応募方法

官製はがきに、住所、氏名、年齢、生年月日、電話番号を明記のうえ、

〒077-8501

留萌市寿町1丁目68番地  
留萌開発建設部管理課  
企画係まで郵送願います。

#### ●募集締切

平成17年4月11日(月)必着

#### ●その他

- ・モニターをいただく方には、薄謝を進呈します。
- ・応募者多数の場合は、選考により決定します。

#### ■詳しくは、

留萌開発建設部管理課企画係  
☎0164-42-2311(内線344)